

奥州市議会基本条例

検証報告書

令和 7 年12月

奥州市議会運営委員会

目 次

1	検証の経緯について	1
2	検証体制について	1
3	検証の取組状況について	2
4	検証方法について	4
5	検証結果について	6
6	外部評価結果について	19
7	検証結果のまとめについて	21
8	検証結果の総括について	24

1 検証の経緯について

奥州市議会基本条例の検証は、条例第21条第1項において「議会は、一般選挙を経た任期開始ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。」と規定している。この規定は、令和元年度から令和2年度にかけて行われた前任期における検証において、議会基本条例の検証と見直しが平成21年の条例制定後に1度も行われていなかつたことを率直に反省すべきとの報告を受けて盛り込まれたものである。

条例に明文化された任期ごとの検証について、今任期における検証方法を議会運営委員会において確認し、検証報告書のまとめに向けてその協議を重ねてきたところである。

2 検証体制について

議会基本条例の検証は、以下の議会運営委員会委員によって行った。

奥州市議会運営委員会

(令和6年3月27日まで)

職名	氏名
委員長	藤田 慶則
副委員長	小野 優
委員	高橋 晋
	高橋 浩
	千葉 康弘
	千葉 敦
	廣野 富男
	阿部加代子
	中西 秀俊
	今野 裕文

(令和6年3月28日から)

職名	氏名
委員長	小野 優
副委員長	千葉 敦
委員	及川 春樹 (令和7年3月26日まで)
	宍戸 直美 (令和7年3月27日から)
	千葉 和彦
	小野寺 満
	高橋 浩
	千葉 康弘
	廣野 富男
	阿部加代子
	今野 裕文

3 検証の取組状況について

議会運営委員会による議会基本条例の検証の取組状況は、以下のとおりである。

検証回	開催年月日	検証内容
1	R6. 2.26	議会基本条例の検証作業について
2	R6. 3.11	議会基本条例の検証作業の引継ぎ（申送り）について
3	R6. 6.13	議会基本条例の検証作業の確認について及び自己評価シートの作成・提出について
4	R6. 9.20	議会基本条例の検証チェックシート会派取りまとめ結果について
5	R6.10.18	議会基本条例の検証と見直しについて① 第 18 条【議会事務局の体制整備】 第 19 条【議会図書室】
6	R6.11. 5	議会基本条例の検証と見直しについて② 第 2 条第 1 号【議会活動の原則】〔市民意見の把握と市政反映〕 第 2 条第 3 号【議会活動の原則】〔開かれた議会〕 第 5 条第 2 項・第 3 項【議会運営の原則等】〔委員会公開、傍聴環境整備〕 第 10 条第 2 項【政務活動費】〔使途公開〕 第 11 条【市民との関係】〔情報公開と説明責任〕 第 12 条【議会広報の充実】 第 13 条【市民懇談会】
7	R6.11. 18	議会基本条例の検証と見直しについて③ 第 3 条第 3 号【議員活動の原則】〔全体の福利向上〕 第 10 条第 1 項【政務活動費】〔適正執行〕 第 16 条【議員の政治倫理】
8	R6.11. 26	議会基本条例の検証と見直しについて④ 第 2 条第 2 号【議会活動の原則】〔自由討議〕 第 6 条第 1 項【委員会の活動】〔分かりやすい議論〕 第 9 条【議員間の討議】

検証回	開催年月日	検証内容
9	R7. 1.31	<p>議会基本条例の検証と見直しについて⑤</p> <p>第3条第1号・第2号【議員活動の原則】〔資質向上、政策立案・提言〕</p> <p>第4条【会派】〔結成・活動〕</p> <p>第5条第1項【議会運営の原則等】〔政策決定、監視・評価〕</p> <p>第6条第2項【委員会の活動】〔専門的識見の活用〕</p> <p>第7条【市長等との関係】〔緊張関係、政策立案・提言〕</p> <p>第14条【議会改革】</p>
10	R7. 2.10	<p>議会基本条例の検証と見直しについて⑥</p> <p>前文</p> <p>第1条【目的】</p> <p>第2条の2【災害時の議会対応】〔議会機能の維持・業務継続計画に基づく行動〕</p> <p>第10条の2【情報通信技術の活用】〔平時の情報通信技術の積極的活用、やむを得ない会議招集困難時の情報通信技術の積極的活用〕</p> <p>第15条【議員定数の改定】</p> <p>第17条【議員報酬の改定】</p> <p>第20条【最高規範性】</p> <p>第21条【この条例の見直し】</p>
11	R7. 2.28	議会基本条例の検証内容の確認について
12	R7. 5. 2	<p>議会基本条例の検証に係る議会運営委員会としての自己評価の確定について</p> <p>第三者評価の依頼内容の確定について</p>
13	R7. 6.19	第三者評価に係る議会基本条例の検証に係る研修会 青森大学社会学部教授佐藤淳先生による評価検証と講評
14	R7. 7.22	議会基本条例検証報告書作成について
15	R7. 9. 9	議会基本条例検証報告書案について
16	R7.9.25	議会基本条例検証報告書案について
17	R7.10.24	今任期における議会基本条例検証終了 議会基本条例検証報告書確定

4 検証方法について

(1) 検証手順について

議会基本条例の検証については、以下の手順で実施した。

手順	項目	内容
1	検証方法の決定	検証手順、スケジュールを決定した。
2	検証チェックシートによる自己評価	「奥州市議会基本条例検証チェックシート」により、全条文の段階評価及び管理評価並びに今後必要な取組について議員個別に調査したうえで、同調査を会派ごとに取りまとめた。
3	議会運営委員会としての評価と今後必要な取組事項の整理	上記調査結果を基に、議会運営委員会において各条文を分野別に区分し、条文規定の実績の検証と評価を重ね、今後必要な取組事項を整理した。
4	検証個票の確定と会派意見・第三者評価の依頼	議会運営委員会において検証した個票について、各会派に意見を求めるほか、青森大学社会学部佐藤淳教授に外部評価を依頼した。
5	検証報告書（案）の策定	第三者評価を受けて検証報告書（案）をまとめた。
6	検証報告書の決定	各委員に意見提出を依頼した上で、検証報告書を最終決定した。なお、この最終決定をした委員会において、今任期の検証においては、P D C A サイクルシート・行動計画の作成は行わず、行動計画に係る部分を次の任期の議員で策定してチェックしてもらうことで申し送ることを確認した。

(2) 評価区分について

議会基本条例の評価については、全条文を対象として条文単位で評価を行い、その際に使用する評価区分は、達成度を測る「段階評価」、条例改正の要否を測る「管理評価」の2区分とし、評価基準は、次のとおりとした。

なお、この評価基準は、前任期の評価基準と同様である。

① 段階評価

段階評価は、現在の条文に規定する目的がどれだけ達成できているかを測るものであり、その評価として、次の表のとおりそれぞれの達成度合に応じて「S」～「D」のいずれかを付す。

評価	達成度合	評価基準
S	達成	条文の目的を達成している
A	概ね達成	条文の目的を7割から9割程度達成している
B	一部達成	条文の目的を4割から6割程度達成している
C	ほぼ未達成	条文の目的を1割から3割程度しか達成していない
D	未達成	条文の目的を全く達成していない

② 管理評価

管理評価の基準は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して条文改正が必要か否かを測るものであり、その評価として、次の表のとおりそれぞれの改正要否に応じて「4」～「1」のいずれかを付す。

評価	改正要否	評価基準
4	改正不要	条文を改正せず、現状の取組を継続する
3	改正不要	条文は改正しないが、現状の取組を見直す
2	一部改正必要	条文を改正し、るべき姿に見直す
1	条文廃止必要	条文の規定は不要である

5 検証結果について

議会運営委員会では、各会派で取りまとめられた「奥州市議会基本条例検証チェックシート」の調査結果を基に、各条文規定の実績の検証と評価を実施したところであり、その結果は次のとおりである。

また、併せて決定した今後の取組事項についても付記する。

(1) 前文

条文	<p>地方分権の時代にあって確立した分権型社会の実現が求められるなか、平成18年2月に水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町及び衣川村の5つの市町村が合併し誕生した奥州市に、市民の負託を受け市政に対し監視、けん制機能を発揮する合議制機関として奥州市議会は発足した。</p> <p>地方議会においては、議会活動の活性化、公平性及び透明性の確保、市政に対する市民意向の把握、議員の自己研さんや資質の向上など、その期待される時代の要求は多大であり、市長と同じく議會議員も市民から直接選挙で選ばれる二元代表制のもと、立法機能、政策提案機能など持てる権能を十分に駆使し、活力と責任のある議会活動が求められている。</p> <p>私たち奥州市議会は、議員自らの創意によって、主権者である市民との協調のもと、市民の意思を市政に適切に反映し、市民の福利向上を図るとともに、議会として独自の運営ルールを定め、遵守し、実践し、もって市民に信頼され、存在感のある議会を築くため、議会運営に関する最高規範である議会基本条例をここに制定する。</p>	
段階評価	取組項目ではないため、段階評価はしない。	評価 —
管理評価	前文は、議會議員の在り方を述べ、その達成のために議会基本条例を制定することを述べた理念として規定されており、見直しは不要であるが、時代の変化や現在の地方議会を取り巻く状況を踏まえて、奥州市議会としての行動姿勢を明確に示す必要がある。 「市民の意思を市政に適切に反映し」とある部分については、議会はワールドカフェ方式、当局はパブリックコメントにより市民意見を得ているが民意について両者の市民理解に乖離が見られる。また、議会として市民の意見を適宜取り入れる取組をしているとは言い難い。	評価 3
取組事項	奥州市議会として改革を推進し、行動していく姿勢を明確にするとともに、各条に規定する取組の実行により市民の福利向上につなげるよう、持てる権能を遺憾なく発揮していく必要がある。 当局と議会との間での民意のすり合わせをする場面が必要ではないか。また、市民と議員との懇談会の数を増やすほか、テーマ設定にも工夫が必要である。	

(2) 第1条 目的

条文	第1条 この条例は、議会及び議員の責務及び活動に関する基本的事項を定めることにより、地方分権時代にふさわしい議会の在り方を明らかにするとともに、さらなる議会の活性化を図り、もって奥州市の豊かなまちづくりを実現することを目的とする。	
段階評価	取組項目ではないため、段階評価はしない。	評価 —
管理評価	目的について不足なく規定されており、条文の見直しは不要である。これまでの当市議会の議会活性化、議会改革の取組により、外部の議会改革度調査においては高い評価を得ることができている面があるものの、内部的に見れば議会改革がなかなか進展しない項目も見られる。	評価 3
取組事項	議会基本条例に求められる目的に変化がないか、また、議会基本条例が時代に合っているかを常に意識していく必要がある。 また、議会の活性化に向けては、議会改革につながる内容には試験的にでも取り組んでみる姿勢も必要であり、現状から変革する議会運営が必要である。	

(3) 第2条第1号 議会の活動原則〔市民意見の把握と市政反映〕

条文	第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 <u>(1) 市民を代表する議決機関として、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。</u> (2) 議会が言論の府であること、及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。 (3) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。	
段階評価	日頃から市議会として、条文に沿った議員活動に努めている一方で、市民の多様な意見を把握及びそれを市政に反映する努力については、反映されていないとの声を聞くこともあり、一層取組を強化する必要がある。	評価 B
管理評価	市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させることを目指した取組は進めており、条文の改正は不要であるものの、より一層、多くの市民の意見を市政へ反映させる取組に努めることが必要である。 また、ワールドカフェが形式化していないか見直す必要もある。	評価 3
取組事項	様々な世代の意見を市政につなげる取組が必要である。また、ワールドカフェの実施方法については、研究が必要である。	

(4) 第2条第2号 議会の活動原則〔自由討議〕

条文	第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 市民を代表する議決機関として、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。 <u>(2) 議会が言論の府であること、及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。</u> (3) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。	
段階評価	現在の議会活動は、市議会として条文に沿った活動を行っているとの意見がある一方で、議員間討議などの自由な討議がまだまだされていないとの意見もある。	評価 B
管理評価	条文の見直しは不要であるものの、議会で十分な審議をさらに尽くすことが必要ではないかと考えられる。	評価 3
取組事項	議員間討議のガイドラインを策定し、市政の重要案件について議員間討議を実施して議員相互の自由な討議を実施できている面がある。 一方で、効果的な議員間討議の実施ができているのか、また、議員間討議を実施する場面の拡大など、実施に当たっては更に研究を進める必要がある。	

(5) 第2条第3号 議会の活動原則〔開かれた議会〕

条文	第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 市民を代表する議決機関として、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。 (2) 議会が言論の府であること、及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。 <u>(3) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</u>	
段階評価	市民と議員の懇談会の開催、H P・S N S・ラジオ・広報等を活用した情報発信を行ったほか、全員協議会の YouTube での公開、傍聴手続きの簡素化など新たな取組を行ったものの、議会の傍聴者数が増えない、常任委員会等の活動の公開ができていないなどの課題がある。	評価 B
管理評価	条文の見直しは必要ないが、情報公開を進めるためのさらなる取組が必要である。	評価 3
取組事項	市民参加の機会の拡充、議会活動に係る情報発信のさらなる推進、市民と議員の懇談会の開催方法の検討、また、これとは別の手法の検討、委員会活動の情報公開に係る検討が必要である。	

(6) 第2条の2 災害時の議会対応

条文	第2条の2 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。 2 議会は、災害時の議会の行動基準等に関する定めた奥州市議会業務継続計画に基づいて行動するものとする。	評価 B
段階評価	市議会として毎年、訓練を実施している。	評価 B
管理評価	災害時を予想して訓練を行っているので、災害時の対応に係る予備知識として浸透しているように思えるが、激甚災害の指定がされるほどの災害が起きた場合に議決機関が維持すべき機能が明確には見えていないのではないか。また、条文の見直しは必要ないと結論ではあるものの、市内に残る議員数を明確に規定しておくべきではないかとの意見もあつた。	評価 3
取組事項	訓練は実施しているが、どのような災害が発生するかは予想がつかない。あらゆる災害を想定した訓練が必要であり、災害想定を変えて臨機応変に対応できる訓練の実施も必要である。 また、災害時に必要な機能をその都度見直し改正していくほか、災害時を想定し、メールでの議決訓練まで行う必要がある。 激甚指定を受けた際の必要とされる議決内容について被害段階に応じたシミュレーションしておくべき。 また、視察等で市内を離れる際、過半数が残るよう議員、事務局は意識すべきである。	

(7) 第3条第1号・第2号 議員の活動原則〔民意把握・資質向上、政策立案・提言〕

条文	<p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) <u>市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をすること。</u></p> <p>(2) <u>把握した市民の意見、要望等をもとに、政策立案、政策提言等を積極的に行うこと。</u></p> <p>(3) <u>個別的又は地域的な事案の解決だけでなく、市民全体の福利の向上を目指して活動すること。</u></p>	
段階評価	会派等による行政視察や議員個々の研修会への参加などにより自己研鑽に努めているほか、関係者との協議やワールドカフェ形式による懇談会の実施で市民の意見を的確に把握し、政策提言に結び付けることができた。また、市民の意見を把握する機会として、市民と議員の懇談会のほか、新たな取組として議会市民フォーラムを開催できた。政策サイクルに関しては、常任委員会を単位とした政策提言のほか、決算・予算審査を連動させた政策提言サイクルに取り組むことができた。	評価 B
管理評価	本条文は、議員の活動原則としての資質向上や政策立案・提言について不足なく規定されており、見直しは不要であるが、取組事項については、継続的な見直しを行い、自己の能力を高める不断の研鑽及び市民の代表としてふさわしい活動に努めるとともに、政策提言を積極的に行う必要がある。	評価 3
取組事項	<p>聴取した意見や要望等を市政に反映させるための、常任委員会を単位とした政策提言及び決算・予算審査を連動させた政策提言サイクルには取り組めている。今後も、市民から得た意見を市政に生かす努力及び議員の不断の研鑽が必要である。</p> <p>また、意見等の把握に当たっては、懇談会、フォーラムの在り方の研究を続けるほか、ホームページ、SNS等の多様な手段を活用していく。</p>	

(8) 第3条第3号 議員の活動原則〔全体の福利向上〕

条文	<p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) <u>市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をすること。</u></p> <p>(2) <u>把握した市民の意見、要望等をもとに、政策立案、政策提言等を積極的に行うこと。</u></p> <p>(3) <u>個別的又は地域的な事案の解決だけでなく、市民全体の福利の向上を目指して活動すること。</u></p>	
段階評価	オール奥州の代表であることを意識し活動を行っているが、一部、個別事案や地域事案を取り上げる議員が存在している。	評価 B
管理評価	条文の見直しは必要ないが、市民全体の福利の向上を目指した活動が必要である。	評価 3
取組事項	各議員が、奥州市民の代表であることの自覚を常に持ち、広い視野で市政の課題の把握に努め、市民全体の福利向上を目指した活動を実践する必要がある。	

(9) 第4条 会派

条文	第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 3 前2項に定めるもののはか会派に関し必要な事項は、別に定める。	
段階評価	取組項目ではないため、段階評価はしない。	評価 —
管理評価	条文の見直しは必要ないが、会派として機能していない面もある。	評価 3
取組事項	会派の在り方、会派活動の在り方について、再確認すべき。 ・市民の福利向上に資する会派の活動の検討 ・会派代表質問の導入の検討 ・会派内での意識の共有、資質向上に係る取組の検討	

(10) 第5条第1項 議会運営の原則等〔政策決定、監視・評価〕

条文	第5条 議会は、市の基本的な政策決定並びに市長等（市長その他の市の執行機関をいう。以下同じ。）の事務の執行等の監視及び評価を適切に行えるよう、円滑かつ効率的な議会運営に努めなければならない。 2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、公開を原則とする。 3 議会は、市民の傍聴意欲を高めるよう努めなければならない。	
段階評価	定例会、常任委員会等を通じて基本的な政策の決定、事務執行の監視、評価がなされ、議会の運営も適正に行われているものの、判断材料となる当局の資料提出が早期に行われないことがある等の課題がある。	評価 B
管理評価	本条文は、議会の政策決定、監視・評価について不足なく規定されており、見直しは不要であるが、より円滑かつ効率的な議会運営を進めるために、判断材料となる資料の早期提出について、当局に求めるが必要ある。	評価 3
取組事項	・議案等に係る資料の速やかな提出を要望 ・効率的な議会運営につながる議員の研修の機会を設けることの検討	

(11) 第5条第2項・第3項 議会運営の原則等〔委員会公開、傍聴環境整備〕

条文	第5条 議会は、市の基本的な政策決定並びに市長等（市長その他の市の執行機関をいう。以下同じ。）の事務の執行等の監視及び評価を適切に行えるよう、円滑かつ効率的な議会運営に努めなければならない。 2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、公開を原則とする。 3 議会は、市民の傍聴意欲を高めるよう努めなければならない。	
段階評価	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、原則公開とする条例の規定どおり取り組むことができているが、配信は実施されていない。	評価 B
管理評価	条文の見直しは必要ないが、委員会の会議中継の検討など、議会活動に市民に関心を持っていただく工夫や、議会を市民に説明するため市民の傍聴意欲を高める工夫が必要である。	評価 3
取組事項	・日中に傍聴に来ることができる方は少ないため、委員会等の会議中継の可否を検討し、そういった方でも見ることができるように改善が必要 ・議会活動について市民に関心を持っていただくため、地域に出向いた議会活動の検討 ・議事進行について議員が学習する機会の確保が必要。	

(12) 第6条第1項 委員会の活動〔分かりやすい議論〕

条文	第6条 議会は、委員会での審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 2 議会は、委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用し、第三者の専門的識見の活用を図るものとする。	
段階評価	条文の規定は概ね達成できているものの、委員会の公開の周知、分かりやすい議論については不足しているとの意見もある。また、審査資料の公開手法を検討する必要がある。	評価 B
管理評価	条文の見直しは必要ないが、会議日程の周知方法の検討を行うなど、取組内容の見直しが必要である。また、市民に分かりやすい議論を行うよう、引き続き努める必要がある。	評価 3
取組事項	・委員会等の会議日程の周知方法の検討 ・画像配信していない委員会等について、配信できるような取組の研究 ・市民に分かりやすい議論で説明責任を果たすこと	

(13) 第6条第2項 委員会の活動〔専門的識見の活用〕

条文	第6条 議会は、委員会での審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 <u>2 議会は、委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用し、第三者の専門的識見の活用を図るものとする。</u>	
段階評価	参考人制度、第三者の専門的識見とも活用はできているが、活用を進めるための課題がある。公聴会制度は活用の実績はない。	評価 B
管理評価	本条文は、委員会の活動における専門的識見の活用について不足なく規定されているが、手続き上、参考人制度や公聴会制度を活用し難いように感じられる。	評価 3
取組事項	委員会における議案、請願等の審査に当たっては、公聴会や参考人の制度はもとより、第三者からの専門的な意見や調査報告を求めながら、必要な審査がしっかりと行われるよう取り組まなければならない。 このため、参考人制度、公聴会、専門的識見が活用できるよう取り組んでいく。	

(14) 第7条 市長等との関係〔緊張関係、政策立案・提言〕

条文	第7条 議会は、市長等と常に緊張感のある関係を保持し、政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。	
段階評価	議会は、市長等と常に是々非々の立場で取り組んでいる。また、今任期の前半においては、政策提言4件の提出を行い、令和4年度以降は決算認定時に政策提言を附帯決議する取組を毎年度継続できている。また、定例会において、議員の一般質問や施政方針に対する質問等においても、市長等に対して提言を行っている。一方、本会議場では議論を尽くしている機会が少ないと感じる。質問の内容についても議論をより深めるやり方を検討すべきである。	評価 B
管理評価	本条文は、市長との緊張関係の確保と政策立案・政策提言を通じた市政発展について不足なく規定されており、見直しは不要である。引き続き、政策の立案と提言を行っていくとともに、提言した内容に係る当局の取組状況を引き出してチェックしていく必要がある。 また、市長との関係と提案機能について、混同しているようにも見受けられるので、いったん整理する必要性を感じる。	評価 3
取組事項	政策立案や政策提言の実施が定着し、政策サイクルが確立されるようにしていくため、その後においても所管する常任委員会で当局による取組状況をしっかりとチェックし、必要に応じて是正を求めるなど、フォローアップも実施していく必要がある。 市長との関係と提案機能について、混同しているように見受けられる場面があるので、整理を検討する。	

(15) 第8条第1項 質疑応答の方法〔一問一答〕

条文	第8条 本会議における一般質問については、議員と市長等との質問及び答弁は、論点又は争点を明確にするため、一問一答で行うものとする。 2 議長からの求めにより本会議又は委員会（以下「本会議等」という。）に出席した市長等は、本会議等における議員の質問に対し、議長又は委員長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。 3 議会は、市長等が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。	
段階評価	一般質問においては、一問一答方式で行われているが、質問の重複、論点が不明確となっている場合がある。	評価 B
管理評価	条文の見直しは必要ないが、個々の議員の質問技術の向上や、「一問一答」の考え方について共通認識を図る必要ある。 一般質問の再質問の手法について、統一を図る必要がある。	評価 3
取組事項	・一般質問のルールの再確認 ・再質問におけるルールの確立 ・重複した質問の調整のルール化	

(16) 第8条第2項 質疑応答の方法〔趣旨確認〕

条文	第8条 本会議における一般質問については、議員と市長等との質問及び答弁は、論点又は争点を明確にするため、一問一答で行うものとする。 2 議長からの求めにより本会議又は委員会（以下「本会議等」という。）に出席した市長等は、本会議等における議員の質問に対し、議長又は委員長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。 3 議会は、市長等が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。	
段階評価	当議会では、現在までに質問や質疑に対する趣旨確認が活用された実績がない。 (※検証個票の取りまとめ後、令和7年6月13日の一般質問において、市長が趣旨確認を行う場面があった。)	評価 B
管理評価	本条文は、質疑応答の方法における趣旨確認について不足なく規定されているが、これまで一度も活用された実績がないことから、反問権の付与も検討する必要がある。	評価 3
取組事項	議会が二元代表制としての機能を果たすためには、議会が討議の場となることが必要であり、議員間での討議はもとより、執行部との討議によってより政策が充実したものとなることから、議員の質問力の向上を図りつつ、反問権の付与の効果を引き続き研究し、その是非について検討しなければならない。	

(17) 第8条第3項 質疑応答の方法〔議案審議の情報提供〕

条文	<p>第8条 本会議における一般質問については、議員と市長等との質問及び答弁は、論点又は争点を明確にするため、一問一答で行うものとする。</p> <p>2 議長からの求めにより本会議又は委員会（以下「本会議等」という。）に出席した市長等は、本会議等における議員の質問に対し、議長又は委員長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。</p> <p>3 議会は、市長等が提案する重要な政策については、議案審議を通じて政策水準の一層の向上を図るために、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。</p>	
段階評価	概ね条文に基づき運営されているが、判断材料となる当局の資料提出が早期に行われないことがある。また、論点が不明確、当局との情報量の差などの課題がある。	評価 B
管理評価	本条文は、質疑応答の方法における議案審議の情報提供について不足なく規定されているが、重要な政策等については、執行部に対し不足していると思われる情報を積極的に求めていく必要がある。	評価 3
取組事項	<p>当局と議員では情報量の差があり是正する必要性がある。重要な政策等における情報提供が不十分な場合において、具体的な資料を求めるための仕組みや事業化の元となるデータを公開する制度を検討する必要がある。また、内部の運用ルールとするのか、より上位のレベルのものを作るのかも検討する。</p> <p>また、引き続き、新医療センター、メイプルの活用など、大きな政策課題について議会として積極的に説明を求めていく。</p> <p>議会運営等申合せ事項に規定がある「会議等での執行部への資料要求に対する提出先について」は、その内容を再確認し、必要な場合は見直しを行う。</p>	

(18) 第9条 議員間の討議

条文	第9条 議会は、本会議等において、議案を審議し、及び審査するときは、議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。	
段階評価	<p>自由討議については、常任委員会等の一部の議員による討議では活発に行っているが、全議員による討議の場合、持論展開により、議論が尽くせない場合がある。</p> <p>当市議会では、対話、議論、討論のプロセスを議員間討議と位置付けるガイドラインを定めているが、対話の段階までしか実施できていない。また、委員会は実施できているが、本会議では実施できていない。</p>	評価 C
管理評価	条文の見直しは不要であるものの、議会で十分な審議をさらに尽くすため、実施回数の増や、実施内容がより充実したものとなる研究など、議員間討議が十分に生かされる取組が必要である。また、委員会だけではなく、本会議での実施について事例の研究を重ねる必要がある。	評価 3
取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自由討議の環境整備 ・自由討議の機会の増 ・特別委員会の機能として議員間討議を盛り込むことの検討 ・本会議で自由討議の事例の研究 	

(19) 第10条第1項 政務活動費〔適正執行〕

条文	第10条 政務活動費は、議員が政策立案、政策提言等を行うための調査研究その他の活動に資するために交付されるものであり、別に条例で定めるところにより適正に執行しなければならない。 2 政務活動費は、その透明性を確保するため、その使途を公開しなければならない。	
段階評価	政務活動費が調査、研究、視察、政策提言と議員活動に生かされないとともに、政務活動費の交付に関する条例第9条に基づく調査等により、政務活動の適正な運用と使途の透明性が確保されている。	評価 A
管理評価	条文の見直しは、必要なし。	評価 4
取組事項	引き続き、適正な取組を続けていく。	

(20) 第10条第2項 政務活動費〔使途公開〕

条文	第10条 政務活動費は、議員が政策立案、政策提言等を行うための調査研究その他の活動に資するために交付されるものであり、別に条例で定めるところにより適正に執行しなければならない。 2 政務活動費は、その透明性を確保するため、その使途を公開しなければならない。	
段階評価	各議員、各会派の使途の状況はHPで公開している。	評価 A
管理評価	条文のとおり取り組まれており、見直しは不要である。	評価 4
取組事項	政務活動費の使途公開については、現状の取組を継続していく。	

(21) 第10条の2 情報通信技術の活用

条文	第10条の2 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行い、迅速な情報共有に資するため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。 2 議会は、災害の発生、感染症のまん延等やむを得ない事由により会議に参集することが困難なときは、議会活動を継続するため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。	
段階評価	タブレット端末、各種SNSを平時・災害時の双方で活用するなど、前任期までに取り組んでいた事項を継続するほか、本会議では一般質問もZOOMができるよう整備するなどの取組を進めることができた。また、取組内容をICT推進方針にまとめることができた。	評価 B
管理評価	条文、見直しは不要であるが、市民の福利の向上を図るため、情報通信技術の活用の面から継続的な議会の改革に取り組む必要がある。	評価 3
取組事項	業務の効率化等の観点から、さらに他市の先進事例等を研究し、議会機能の強化を進めていく。 通信ネットワーク(Wi-Fi)の環境整備が可能かどうか視野に入れる。 法令における情報通信技術に係る用語の変化にも注視する。	

(22) 第11条 市民との関係〔情報公開と説明責任〕

条文	第11条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	
段階評価	ワールドカフェ方式の市民と議員の懇談会の開催、SNS・ラジオ・広報等を活用した情報発信を行ったところであるが、本会議のアーカイブ配信が即日配信となっていない、また、委員会の配信がなされていないなどの課題がある。	評価 B
管理評価	条文の見直しは要しないが、さらなる情報公開の取組が必要である。	評価 3
取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ・議会活動に係る情報発信のさらなる推進 ・市民に分かりやすい情報の発信 ・市民と議員の懇談会の開催方法の検討、これとは別の手法の検討 ・委員会活動の情報公開に係る検討 	

(23) 第12条 議会広報の充実

条文	第12条 議会は、議会広報その他の情報媒体を活用し、議会活動の周知に努めるものとする。 2 議会広報は、議会活動に対する理解を深めるための重要な情報媒体との認識のもと、その内容を充実させるよう努めるものとする。	
段階評価	市民に手にとって読んでもらえる、文書量に配慮した見やすい市議会だよりの発行のほか、ホームページ、SNS、FMラジオ放送などで最新情報の発信に努めている。	評価 A
管理評価	条文の見直しは要しないが、今後もあらゆる媒体を通じて議会情報を発信していく必要がある。	評価 3
取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代への議会情報の発信する方法の検討 ・子ども、高齢者など情報弱者に対する情報発信の方法の検討 ・若い世代の参画 	

(24) 第13条 市民懇談会

条文	第13条 議会は、第2条及び第3条に規定する議会及び議員の活動原則に従い、市民との多様な意見交換の場として、市民懇談会を行うものとする。 2 前項に定めるもののほか市民懇談会に関し必要な事項は、別に定める。	
段階評価	常任委員会毎にあらかじめテーマを定めてワールドカフェを開催し、市民の意見や要望を把握し、政策提言に結び付けているが、実施回数が少ない、参加者が限られるなどの課題もある。	評価 B
管理評価	条文の見直しは要しないが、現状の懇談会の形態が、あらかじめテーマを定め、これに関係した市民を対象としているため、実施方法の検討は必要である。	評価 3
取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の手法がマンネリ化とならないよう検討 ・広く市民が参加し、より多様な意見を聴取できるような手法の検討 ・実施回数の増加、テーマ設定の工夫 	

(25) 第14条 議会改革

条文	第14条 議会は、社会情勢の変化等により新たに生じる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組まなければならない。	
段階評価	議会改革については、議会運営委員会や議会改革検討委員会等により取組項目が検討されているが、取組実績のとおり実現している項目がある一方、委員会内で意見が一致しない項目については実施が見送られている。	評価 B
管理評価	本条文の見直しは不要であるが、改革に係る取組状況について、より一層の情報の公開とその内容の充実が必要。	評価 3
取組事項	今回の基本条例の検証結果に基づく取組項目を迅速に実施するとともに、さらなる議会改革の推進のため、社会情勢の変化等を的確に捉え、新たに生じる市政の課題等に適切、迅速かつ前向きに対応していく取組が必要である。 ・採決の在り方の変更の検討 ・議会改革検討委員会における協議の経過と結果のHPなどの公開	

(26) 第15条 議員定数の改定

条文	第15条 委員会又は議員は、議員定数の改定について提案する場合は、市民の意見を踏まえ、市政の現状と課題を十分に考慮するものとする。	
段階評価	令和4年の改選時における選挙が無投票だったことを受けて、取組事項を進めている段階である。なお、定数についての提案者は議会であることの認識を強く持つ必要がある。	評価 B
管理評価	本条文は不足なく規定されており改正は不要であるが、前回、令和4年の選挙が無投票であったことや社会情勢を背景とした議員定数の在り方については当然ながら常に意識する必要がある。場合によっては、取組事項の見直しを行うことも視野に入れる必要がある。	評価 3
取組事項	本条文は議員定数の増減の是非ではなく、市民広聴の手続及び市政課題の考慮を定めていることから、社会情勢の変化に応じて検証を行う必要がある。 現在、議員活動実態調査、市民フォーラムによる市民の意見の聴取を踏まえ、定数の見直しについて検討しているが、今後も、定期的に議員報酬の調査、比較検討、市民アンケート等を行うほか、議員活動実態調査による数値化など実施することにより、適正額の算出及び可視化を図っていく。	

(27) 第16条 議員の政治倫理

条文	第16条 議員は、市民全体の奉仕者として、政治倫理及び人格の向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。 2 議員は、市民の代表者として、その品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。	
段階評価	市民から疑惑を持たれることないよう行動し、条文の趣旨に基づく議員活動を行っている。ただし、政治倫理については、自己評価だけでは意味がないとの指摘もあるところである。	評価 B
管理評価	公正に議員活動を行っており、条文の見直しは必要ない。	評価 4
取組事項	本条文の見直しは必要ないとしているが、議会として議員のなり手不足対策の観点から市議会議員政治倫理条例の新規制定に向けて議論を進めている。この議論を通じて、政治倫理について議員自身が学習を深め、引き続き政治倫理を意識して行動するとともに、条例の制定に向け協議を進めていく。	

(28) 第17条 議員報酬の改定

条文	第17条 委員会又は議員は、議員報酬の改定について提案する場合は、市民の意見を踏まえ、市政における議員の活動、役割、責務等を十分に考慮するものとする。	
段階評価	令和4年の改選時における選挙が無投票だったことを受けて、取組事項を進めている段階である。なお、改定を提案する場合は、市民説明を行い、理解を得たうえでの見直しが必要である。	評価 B
管理評価	本条文は不足なく規定されており、改正は不要であるが、議員のなり手不足に係る課題解決の一手段として、引き続き議員報酬の改定は検討されるべきである。	評価 3
取組事項	本条文は議員報酬の増減の是非ではなく、市民広聴の手続及び市政における議員の活動、役割、責務等の考慮を定めていることから、社会情勢の変化に応じて検証を行う必要がある。 現在、議員活動実態調査、市民フォーラムによる市民の意見の聴取を踏まえ、報酬の見直しについて検討しているが、今後も、定期的に議員報酬の調査、比較検討、市民アンケート等を行うほか、議員活動実態調査による数値化など実施することにより、適正額の算出及び可視化を図っていく。	

(29) 第18条 議会事務局の体制整備

条文	第18条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案機能の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査及び法制機能の強化を図るものとする。	
段階評価	議会基本条例検証個票に記載する取組実績が実現できた。所管事務調査等も政策提言に向けた調査を行うため、必要に応じて実施するよう努められており、議会としての監視機能の発揮に繋げることができていると考えられる。また、議員個々の調査に対するサポートは引き続き必要であるが、一方で現状としてはオーバーワークであり、改善や体制の強化が必要とも考えられる。	評価 B
管理評価	本条文は、議会事務局の体制整備の在り方として不足なく規定されており、見直しは不要であるが、段階評価の状況を鑑み、議会としてより一層の議会事務局体制の強化を図る取組みが必要である。	評価 3
取組事項	議会として、当局に対し議会事務局体制の強化策として人員増を要望するに当たり、人員増に係る具体的な業務内容及び業務量を明確にし、その業務実現の結果、どのように市民福祉の向上につながるのかを示す必要がある。 一方、当局からは、人員増は何か新しい業務が無ければできないとの話を受けており、現実的には現体制の維持とならざるを得ない。更なる職員のスキルアップやＩＣＴの活用による業務の改善等により事務処理の効率化が必要と考えられる。	

(30) 第19条 議会図書室

条文	第19条 議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、図書の充実に努めるものとする。	
段階評価	前任期の評価時点では独立した図書室がなかったが、令和2年8月に現在の図書室が開設され環境が整備されるとともに、必要図書の取りまとめ・購入による図書の充実と資料管理に努めている。一方で依然として、調査研究のための蔵書整備が不足している状況は否めない。実際に機能しているのか、また、どのような資料があるのか不明との指摘もある。	評価 C
管理評価	本条文は、議会図書室の整備の在り方として不足なく規定されており、見直しは不要であるが、段階評価の状況を鑑み、より一層の図書の充実の取組が必要である。	評価 3
取組事項	議会図書の購入には限界があるが、一方で確保した予算を執行しきれなかった年度もある。新規図書購入の議員や常任委員会へのお知らせは引き続き行い、調査研究に繋がる図書の購入をより厳選して進め、その活用を促す。 情報化社会の現状に鑑み、議員配付のタブレットを活用し、調査研究に有用な電子書籍の配架や行政情報へアクセスできる環境の構築の取組を検討する。 また、必要に応じてこれらを実現するために必要な予算措置を当局に求めいく。	

(31) 第20条 最高規範性

条文	第20条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。	
段階評価	取組項目ではないため、段階評価はしない。	評価 —
管理評価	本条文は、最高規範性について不足なく規定されており、見直しは不要である。	評価 4
取組事項	議会は、あらゆる議会活動において本条例の理念が反映されるようチェックすることが必要である。議会基本条例の検証を通じて、議員が本条例を理解し、日頃の議員活動においても、常に議会基本条例を基本とした行動が必要である。	

(32) 第21条 この条例の見直し

条文	第21条 議会は、一般選挙を経た任期開始ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。 2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善等が必要な場合は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。	
段階評価	条文に見直しの時期及び検証を明記したことは評価できる。	評価 B
管理評価	規定としては十分であり、条文の見直しは不要である。	評価 3
取組事項	必要な規定は整備されたが、見直しの方法は手探り状態である。4年サイクルの見直しが効果的・効率的に行われるよう、検証の経過を次回の検証に繋げるほか、見直しの研究も必要である。	

6 外部評価結果について

議会基本条例の第三者による外部評価に当たっては、青森大学社会学部佐藤淳教授に依頼し、以下のとおり評価に対する検証を得た。

(1) 評価の背景と目的

このたび実施した議会基本条例の検証に関する研修会の第三者評価の結果を報告する。奥州市議会基本条例第21条に基づき、任期開始ごとに条例の検証を行うことが求められている。今回の検証結果に基づき、適切な措置を講じることが重要である。

(2) 評価のポイント

評価ポイントとしては、以下の4点が挙げられる。

ア 政策サイクルの仕組みが定着

常任委員会単位で2年毎に政策提言を行う、奥州版の「政策サイクル」の仕組みが確立している。

イ 議員間討議のガイドライン

議員間討議のガイドラインを制定したことは、議会の透明性と議論の質を高める基盤づくりである。

ウ 市民意見の聴取

常任委員会単位でテーマを設定し、ワールドカフェ方式により市民の意見を聴取する仕組みが定着している。

エ 検証サイクルの確立

議会基本条例を4年ごとに検証するサイクルがきちんと運用されている。

(3) 課題と改善提案

一方で、改善が望まれる課題も5点ある。

ア 議員間討議ガイドラインの実質化

ガイドラインの実施状況が不十分であり、実質的な運用を目指すべきである。

イ 生成AIの積極的活用

論点整理、論点調査、データ分析等で生成AIを積極的に活用することが求められる。

ウ 議員研修の制度化

議員研修を制度化し、議員のスキルアップを図る仕組みづくりが必要である。

エ 市民参加の強化

議会基本条例の検証への市民参加を検討し、市民意見を取り入れる方

ロセスを整備することが望まれる。

オ 評価の会派間の温度差の是正

会派間の評価基準を共有し、一貫した評価プロセスを確立することが必要である。

(4) まとめ

奥州市議会は、非常に一生懸命取り組まれている議会である。課題や改善提案を通じて、さらに活性化した議会運営を期待する。今回の第三者評価が奥州市議会のさらなる発展に寄与できることを願う、との評価をいただき、検証をまとめていただいた。

7 検証結果のまとめについて

以上の結果を踏まえて、項目区分ごとに段階評価と管理評価をまとめた検証結果は、次の一覧表のとおりである。太枠で示したとおり、段階評価ではC評価が2つあったが、管理評価では2評価又は1評価はなかった。

前任期の評価では、段階評価のC評価が3つ、管理評価の2評価が2つだったためその改善がされた結果となったが、今回の評価における段階評価がC評価の2つについては、早急な改善が求められる。

大項目	中項目	個別条文	段階評価	管理評価
1 市民に開かれた議会	(1) 市民への情報公開と情報共有	第2条第3号【議会活動の原則】〔開かれた議会〕	B	3
		第5条第2項・第3項【議会運営の原則等】〔委員会公開、傍聴環境整備〕	B	3
		第10条第2項【政務活動費】〔使途公開〕	A	4
		第11条【市民との関係】〔情報公開と説明責任〕	B	3
		第12条【議会広報の充実】	A	3
	(2) 多様な市民意見の把握	第2条第1号【議会活動の原則】〔市民意見の把握と市政反映〕	B	3
		第13条【市民懇談会】	B	3
	(3) 自由闊達な討議とプロセスの明確化	第2条第2号【議会活動の原則】〔自由討議〕	B	3
		第6条第1項【委員会の活動】〔分かりやすい議論〕	B	3
		第8条第1項【質疑応答の方法】〔一問一答〕	B	3
		第8条第2項【質疑応答の方法】〔趣旨確認〕	B	3
		第8条第3項【質疑応答の方法】〔議案審議の情報提供〕	B	3
		第9条【議員間の討議】	C	3
2 議員の公平性・透明性	(1) ルール順守と公平性・透明性の確保	第3条第3号【議員活動の原則】〔全体の福利向上〕	B	3
		第10条第1項【政務活動費】〔適正執行〕	A	4
		第16条【議員の政治倫理】	B	4
3 議会の体制強化	(1) 議員の政策提言力・政策評価力の向上	第3条第1号・第2号【議員活動の原則】〔資質向上、政策立案・提言〕	B	3
		第4条【会派】〔結成・活動〕	—	3
		第5条第1項【議会運営の原則等】〔政策決定、監視・評価〕	B	3
		第6条第2項【委員会の活動】〔専門的識見の活用〕	B	3
		第7条【市長等との関係】〔緊張関係、政策立案・提言〕	B	3
		第14条【議会改革】	B	3
	(2) 議員活動の環境整備	第2条の2【災害時の議会対応】〔議会機能の維持・業務継続計画に基づく行動〕	B	3
		第10条の2【情報通信技術の活用】〔平時の情報通信技術の積極的活用、やむを得ない会議招集困難時の情報通信技術の積極的活用〕	B	3

		第15条【議員定数の改定】	B	3
		第17条【議員報酬の改定】	B	3
		第18条【議会事務局の体制整備】	B	3
		第19条【議会図書室】	C	3
4 その他	(1) 基本条例の趣旨等	前文	—	3
		第1条【目的】	—	3
		第20条【最高規範性】	—	4
		第21条【この条例の見直し】	B	3

【参考】前任期における検証結果

奥州市議会基本条例検証報告書(令和2年12月)より

大項目	中項目	個別条文	段階評価	管理評価
1 市民に開かれた議会	(1)市民への情報公開と情報共有	第2条第3号【議会活動の原則】〔開かれた議会〕	B	3
		第5条第2項・第3項【議会運営の原則等】〔委員会公開、傍聴環境整備〕	B	3
		第10条第2項【政務活動費】〔使途公開〕	A	4
		第11条【市民との関係】〔情報公開と説明責任〕	B	3
		第12条【議会広報の充実】	A	3
	(2)多様な市民意見の把握	第2条第1号【議会活動の原則】〔市民意見の把握と市政反映〕	B	3
		第13条【市民懇談会】	B	3
	(3)自由闊達な討議とプロセスの明確化	第2条第2号【議会活動の原則】〔自由討議〕	B	3
		第6条第1項【委員会の活動】〔分かりやすい議論〕	B	3
		第8条第1項【質疑応答の方法】〔一問一答〕	B	3
		第8条第2項【質疑応答の方法】〔趣旨確認〕	B	3
		第8条第3項【質疑応答の方法】〔議案審議の情報提供〕	B	3
		第9条【議員間の討議】	C	3
2 議員の公平性・透明性	(1)ルール順守と公平性・透明性の確保	第3条第3号【議員活動の原則】〔全体の福利向上〕	B	3
		第10条第1項【政務活動費】〔適正執行〕	A	3
		第16条【議員の政治倫理】	A	4
3 議会の体制強化	(1)議員の政策提言力・政策評価力の向上	第3条第1号・第2号【議員活動の原則】〔資質向上、政策立案・提言〕	B	3
		第4条【会派】〔結成・活動〕	—	4
		第5条第1項【議会運営の原則等】〔政策決定、監視・評価〕	B	3
		第6条第2項【委員会の活動】〔専門的識見の活用〕	B	3
		第7条【市長等との関係】〔緊張関係、政策立案・提言〕	A	4
		第14条【議会活性化への取組み】	B	2
	(2)議員活動の環境整備	第15条【議員定数の改定】	A	4
		第17条【議員報酬の改定】	B	3
		第18条【議会事務局の体制整備】	B	3
		第19条【議会図書室】	C	3
4 その他	(1)基本条例の趣旨等	前文	—	4
		第1条【目的】	—	4
		第20条【最高規範性】	—	4
		第21条【この条例の見直し】	C	2

8 検証結果の総括について

奥州市議会では、平成21年に制定した議会基本条例について、制定後2回目となる検証作業を実施してきた。

前回の検証時は、制定後約10年間の活動を振り返り検証を進めたが、今回の検証は、前回検証以後の活動についてその内容を確認してきた。まず、各会派で評価し、その評価を議会運営委員会で議論して議会運営委員会の評価をまとめ、その内容を外部評価にお願いした。

外部評価においては、評価ポイントとして、次の4点が挙げられた。

- ・常任委員会単位で、2年毎に政策提言を行う、奥州版の「政策サイクル」の仕組みが定着していること。
- ・「議員間討議のガイドライン」を制定していること。
- ・常任委員会単位でテーマを設定して、ワールドカフェ方式により市民意見の聴取をしていること。
- ・4年毎の検証サイクルが確立していること。

以上の成果として、当市議会は、民間団体が実施する議会改革度調査において、全国で上位の評価を受けることができた経緯である。

しかしながら、次の点が課題として挙げられ、改善の提案があった。

- ・議員間討議の推進
- ・生成AI・DXの活用
- ・議員研修・ルール整備
- ・議会の組織改革
- ・市民との関係強化
- ・政策形成・提言機能の強化

これら課題については、奥州市議会としてしっかりと検討し、具体的な改善策を講じていく必要がある。

今回の検証を通じ、議会基本条例の検証を継続して行うことの重要性を改めて認識した。

今後は、さらに今任期で取り組むべき具体的な改善点の洗い出しと次の任期へ引き継ぐべき課題を明らかにし、また、外部評価を受けて奥州市議会としての責務を果たすため課題に真剣に向き合い、さらなる改善と当市議会の発展を目指して努力を続けるものとする。

結びに、当市議会基本条例の外部検証に、前任期の検証に引き続きご協力いただいた、青森大学社会学部佐藤淳教授に改めて感謝を申し上げ、この検証を終えることとする。